

三郷町第6期障害福祉計画

三郷町第2期障害児福祉計画

令和3年3月
三 郷 町

はじめに

三郷町では平成30年3月、「第6次障害者基本計画」を策定し、同時に制度改正に伴う新たな障がい福祉サービスに対応した「三郷町第5期障害福祉計画・三郷町第1期障害児福祉計画」を策定しました。

近年、障がいのある方たちを取り巻く状況は、社会情勢の複雑化や人々の意識の変化、多様化、新たな法律の制定や制度改正などにより、目まぐるしい転換期にあるといえます。

障がいのある方に関わる近年の制度改革は、ライフステージごとに切れ目のない一体的な支援を受けながら、障がいの有無に関わらず、誰もが自らの意思決定によって自立した生活をし、地域社会の一員となる「共生社会」の実現を理念とするものです。平成30年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、取組むべき支援がより具体化されたといえます。

こうした中、これまでの本町の施策の実施状況と制度改正、障がいのある方を取り巻く状況の変化に対応した新たな計画として「三郷町第6期障害福祉計画・三郷町第2期障害児福祉計画」を策定しました。

令和元年、本町はSDGs（エス・ディー・ジーズ）達成に向けて先取的取組みを実践していく自治体として「SDGs 未来都市」の選定を内閣府より受けました。平成27（2015）年に国連サミットで採択された「SDGs：持続可能な開発目標」が目指すのは、経済成長、社会問題の解決、環境保全がバランス良く達成された持続可能な世界であり、その過程で、貧困層、障がい者、女性など、脆弱な立場に置かれやすい人々を「誰一人取り残さない（No one left behind）」ことを誓っています。

「SDGs 未来都市」事業において、本町が掲げるICT技術等を活用するスマートシティ実現の構想のもと、本計画の施策の実施がより効果的となるよう推進してまいります。

また本町では本計画と同時に「重層的支援体制整備事業」を開始します。これは「地域共生社会の実現」に向けて福祉にかかる①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つを一体的に実施するものです。

本計画はこれらの事業と連携して推進することにより、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し認め合い、それぞれの能力を活かした役割を担いともに生きるまちづくり、「輝きと安らぎのあるまちづくり」を推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました、三郷町障害者施策推進協議会委員及び関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

三郷町長 森 宏範

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 基本的な考え方.....	1
第3節 基本理念.....	2
第4節 計画の策定体制.....	3
第5節 計画の期間.....	3
第2章 障がい者制度改革の状況	4
第1節 障がい者制度改革の動き.....	4
第2節 障害者総合支援法の概要.....	5
第3章 三郷町の障がい福祉を取り巻く現状	6
第1節 障がい者の状況.....	6
1. 障がい者数（児）の推移.....	6
2. 身体障がい者の状況.....	7
3. 知的障がい者の状況.....	8
4. 精神障がい者の状況.....	9
第2節 障害者総合支援法における障がい者（児）サービスの給付・事業.....	10
1. サービスの仕組み.....	10
2. 利用できるサービス.....	11
第4章 障害福祉計画	17
第1節 成果目標.....	17
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	17
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	18
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	19
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	20
5. 相談支援体制の充実・強化等〔新規〕.....	22
6. 障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組みに係る体制の整備〔新規〕... ..	22
第2節 障がい福祉サービスの実施状況と見込み量.....	23
1. 訪問系サービス.....	23
2. 日中活動系サービス.....	24
3. 居住系サービス.....	29
4. 相談支援.....	30
5. 補装具.....	31
第3節 地域生活支援事業の実施状況と見込み量.....	32
1. 必須事業.....	32
2. 任意事業.....	37

第5章 障害児福祉計画	40
第1節 成果目標.....	40
第2節 障がい福祉サービスの実施状況と見込み量.....	42
第6章 サービスの見込み量確保のための方策	44
第1節 サービスの普及・啓発.....	44
第2節 サービス事業者や福祉人材等の確保.....	44
第3節 相談支援体制の推進.....	44
第4節 サービス基盤の整備.....	45
第5節 障がい児支援の推進.....	45
第6節 研修等の充実.....	45
第7節 地域生活支援拠点等の整備.....	46
第7章 障がい者福祉推進に向けて	47
第1節 医療機関、行政機関等との連携.....	47
第2節 障がい者の虐待防止.....	47
第3節 障がい者就労施設等からの物品等の調達について.....	48
第4節 障がいを理由とする差別の解消.....	48
第5節 情報・コミュニケーションの充実.....	48
第6節 重層的支援体制整備事業の実施.....	49
第8章 計画の推進体制と進行管理	50
第1節 推進、進行における組織.....	50
1. 三郷町障害者施策推進協議会.....	50
2. 西和7町障害者等支援協議会との連携.....	50
第2節 計画の推進体制.....	51
1. 障がい者の自立と連携.....	51
2. 庁内における計画の推進体制.....	51
3. 関係団体、住民との協力体制.....	51
4. 国・県及び関係機関との連携.....	51
5. 計画の進行管理.....	51
第9章 資料	52
1. 三郷町障害者施策推進協議会設置条例.....	52
2. 三郷町障害者施策推進協議会設置条例施行規則.....	53
3. 三郷町障害者施策推進協議会 委員名簿.....	54
4. 用語解説.....	55

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、同法の規定に則し、本町では平成30年3月に障害者福祉と障害児福祉の両サービス等の数値目標と見込量について一体化した計画を「三郷町第5期障害福祉計画・第1期児福祉計画」として策定し、新たな障がい福祉サービスの充実に向けた取組みを進めてきました。

この度、令和2年度で計画期間の終了を迎えるため、国の基本指針に基づいて（以下、「本計画」という。）を「三郷町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定することとなりました。

近年、障がいの重度化や高齢化が進む中、障がい福祉サービスのニーズが多様化しています。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域で安心して生活できるまちづくりが求められる中、地域が一体となって、一人ひとりが持つ力を認め合い、それぞれができる役割を果たし支援し合う「共生社会」の実現への取組みが必要となっています。

国においては、障害者総合支援法の改正の同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和2年4月に「障害者雇用促進法」が改正施行されました。

これらは障がい者の持てる力が発揮され、地域活動や就労などといった社会参加の一層の促進を図るものとなります。

以上の状況を踏まえ、国の制度改正等に対応した取組みを進めるとともに、本町の障がい福祉施策をより充実したものとするために、「三郷町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

第2節 基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、国の基本指針に則し、第5期計画の考え方を継承しつつ、新たな成果目標等を踏まえた体制とします。障がい者の地域生活の支援及び「共生社会」の実現に向け、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が真に必要な障がい福祉サービスを受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

目標値に関しては、第5期計画に係る事業実績及び目標の達成状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、令和3年度から令和5年度までの各年度のサービス必要量や目標数値を設定しました。

第3節 基本理念

障害者総合支援法の理念を踏まえ、本計画では以下に掲げる5点を基本理念としています。

本計画においては、障がいの有無に関わらず、誰もがその人らしく、いきいきと、安心して生活することができ、それぞれの能力が活かされる地域社会ができる、「多様な主体が助け合っ
てともに生きる三郷町」を目指します。

1. 障がい者の自己選択と自己決定の尊重による地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず、自らの選択・決定によって、自らの生き方を歩むことが尊重される地域共生社会の実現のため、障がい者が自らの意思決定に基づき生活できるような福祉サービス等の提供体制を目指します。

2. 障がい福祉サービスの拡充に関する周知の促進

障害者総合支援法の改正により障がい福祉サービスが拡充されたことから、支援を必要とする人に、必要なサービスが速やかに提供されるよう、制度やサービスの周知を積極的に行います。

3. 地域における障がい者の自立支援のためのサービス基盤の整備

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むにあたって、社会への参加や就労定着が妨げられず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが身近な地域で提供される体制整備を進めます。

4. 障がい児支援の充実

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、乳幼児期や学齢期等の早期から障がい児やその家族をきめ細やかに支援するために、行政・教育・保育・その他関係機関の連携を強化するとともに、障がい児の相談支援体制を整備します。

5. 輝きと安らぎのあるまちづくり

すべての住民が障がいの有無に関わらず、自分らしさを発揮でき、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指します。

第4節 計画の策定体制

本計画は、障害福祉計画の運営主管課である住民福祉課のほか、三郷町障害者施策推進協議会と西和7町障害者等支援協議会、奈良県障害福祉課との連携を図りながら策定しました。

第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3ヶ年とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。ただし、計画の進行状況により、目標数値や取組み内容を見直す場合があります。

H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度
■ 障害者総合支援法 ■					
三郷町第6次障害者基本計画					
(国) H30~R4 第4次障害者基本計画					
■ 障害者基本法 ■					
三郷町第5期障害福祉計画			三郷町第6期障害福祉計画		
■ 児童福祉法 ■					
三郷町第1期障害児福祉計画			三郷町第2期障害児福祉計画		

第2章 障がい者制度改革の状況

第1節 障がい者制度改革の動き

国は、平成19年9月に、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に署名しました。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するために、障がい者の権利を実現するための措置等について定めています。その主な内容として、合理的配慮の否定を含む障がいを理由とするあらゆる差別を禁止することや、生活・教育・労働等、様々な場面で障がい者が社会に包容されることを促進すること等を規定しています。

国では、この障害者権利条約の締結に向けて、以下のような国内法の整備等をはじめとする制度改革を進め、平成26年に障害者権利条約が批准されました。

年	国の動き
平成18（2006）年	・障害者自立支援法 施行
平成19（2007）年	・障害者権利条約 署名
平成23（2011）年	・障害者基本法[改正] 施行
平成24（2012）年	・障害者虐待防止法 施行
平成25（2013）年	・障害者総合支援法 施行 ・障害者優先調達推進法 施行 ・障害者法定雇用率引き上げ ・学校教育法施行令[改正] 施行
平成26（2014）年	・障害者権利条約 批准 ・精神保健福祉法 [改正] 施行
平成28（2016）年	・障害者雇用促進法 [改正] 施行 ・障害者差別解消法 施行 ・発達障害者支援法 [改正] 施行
平成30（2018）年	・障害者総合支援法[改正] 施行 ・児童福祉法[改正] 施行

また障がい者の権利擁護や社会参加を促進する観点から以下のような施策、法律が施行されました。

年	国の動き
平成28（2016）年	・成年後見制度利用促進法 施行
平成29（2017）年	・ユニバーサルデザイン2020行動計画
平成30（2018）年	・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行

第2節 障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法は、障害者自立支援法に代わり、平成25年4月から施行されました。障害者総合支援法は、「障がい者および障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に」行うこととしています。

また、基本理念として、下記の内容が規定されました。

- ① 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること
- ② 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③ 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会の確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

平成30年度の改正は、障がい者が住み慣れた地域で生活するための支援を強化するものとして、次の3つの内容を中心に行われました。

- 障がい者が希望する地域生活の支援(生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し)
- 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
- サービスの質の確保・向上を図るための環境整備

第3章 三郷町の障がい福祉を取り巻く現状

第1節 障がい者の状況

1. 障がい者数（児）の推移

平成27年度からの者手帳所持者の推移を見ると、身体障害者手帳所持者（以下、「身体障がい者」という。）はやや減少傾向にあり、療育手帳所持者（以下、「知的障がい者」という。）は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下、「精神障がい者」という。）はやや増加傾向となっています。

なお、「難病等による障がい福祉サービス等支給決定者」は実績がありません。

表1 障がい者数の推移

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
総人口		23,200	23,126	23,086	22,999	22,971
身体障がい者手帳	人	967	963	995	979	964
	%	66.6%	66.0%	65.4%	64.2%	63.4%
療育手帳	人	250	247	254	252	260
	%	17.2%	16.9%	16.7%	16.5%	17.1%
精神障がい者 保健福祉手帳	人	234	248	273	293	297
	%	16.1%	17.0%	17.9%	19.2%	19.5%
計		1,451	1,458	1,522	1,524	1,521

(各年度末現在)

2. 身体障がい者の状況

身体障がい者を障がいの種類別に見ると、「肢体不自由」が計 500 人と最も多く、次いで「内部障がい」が計 297 人と続いています。内部障がいでは、「心臓」の障がいが計 176 人と最も多くなっています。

手帳の等級は、1 級が計 283 人と最も多く、次いで 4 級が計 251 人と続いています。

年齢層別でみると、介護保険の対象となる 65 歳以上の手帳所持者が多く、全体の 7 割以上となっています。

表 2 身体障がい者手帳所持者の障がい種類別・等級別人数

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	22	21	4	2	11	3	63
聴覚障がい・平衡機能障がい	10	9	15	10	1	33	78
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	10	5	0	0	15
肢体不自由	69	94	111	154	48	24	500
内部障がい	174	4	39	80	0	0	297
心臓	114	2	24	36	0	0	176
じん臓	59	1	3	1	0	0	64
呼吸器	1	0	9	2	0	0	12
ぼうこう・直腸	0	0	2	41	0	0	43
小腸	0	0	0	0	0	0	0
肝臓	0	0	0	0	0	0	0
免疫	0	1	1	0	0	0	2
計	283	129	180	251	60	61	964

(R1 年度末現在)

年齢層	人数
18 歳未満	15
18～19 歳	3
20 歳代	14
30 歳代	25
40 歳代	47
50 歳代	85
60～64 歳代	46
65～69 歳代	102
70 歳代	279
80 歳以上	348
計	964

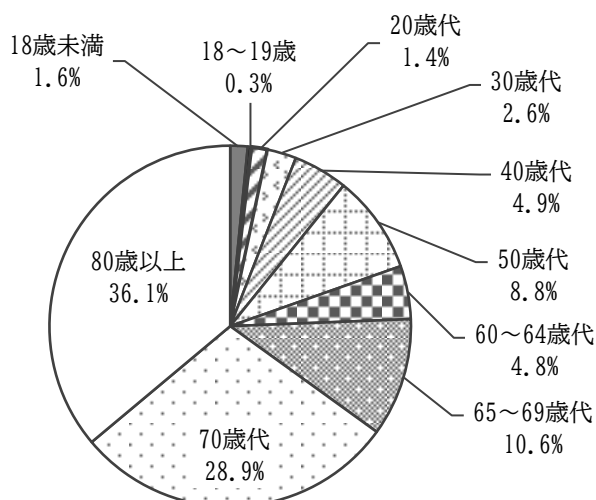


図 1 年齢層別の身体障がい者手帳所持者の割合

3. 知的障がい者の状況

知的障がい者を障がい程度別に見ると、A1が最も多く84人、次いでB2が64人、B1が59人、A2が53人となっています。

年齢層別で見ると、18歳未満が71人と最も多く、次いで50歳代が55人、30歳代32人、20歳代が31人となっています。

表3 療育手帳所持者の障がい程度別人数 (単位：人)

A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
84	53	59	64	260

(R1年度末現在)

年齢層	人数
18歳未満	71
18～19歳	17
20歳代	31
30歳代	32
40歳代	29
50歳代	55
60～64歳代	7
65～69歳代	7
70歳代	11
80歳以上	0
計	260

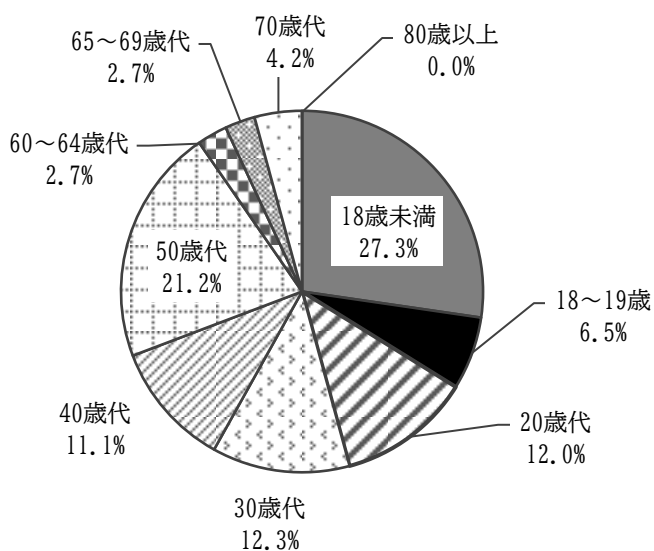


図2 年齢層別療育手帳所持者の割合

4. 精神障がい者の状況

精神障がい者を等級別に見ると、2級が最も多く189人、次いで1級が58人、3級が50人と続いています。

年齢層別で見ると、50歳代が最も多く74人、次いで40歳代が67人、70歳代が44人となっています。

表4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の等級別人数 (単位:人)

1級	2級	3級	計
58	189	50	297

(R1年度末現在)

年齢層	人数
18歳未満	1
18～19歳	5
20歳代	14
30歳代	35
40歳代	67
50歳代	74
60～64歳代	21
65～69歳代	18
70歳代	44
80歳以上	18
計	297

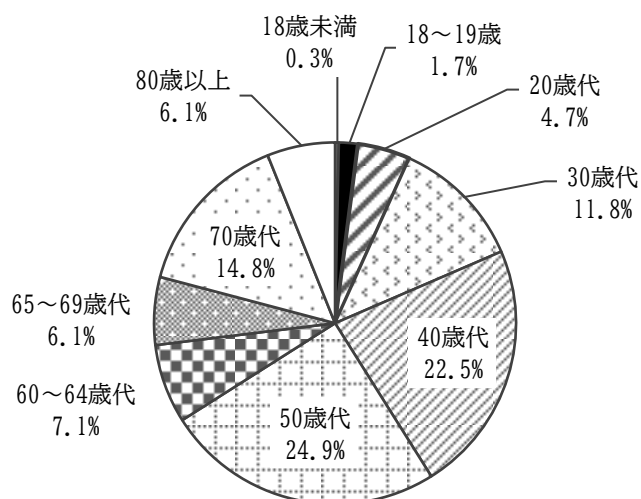


図3 年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

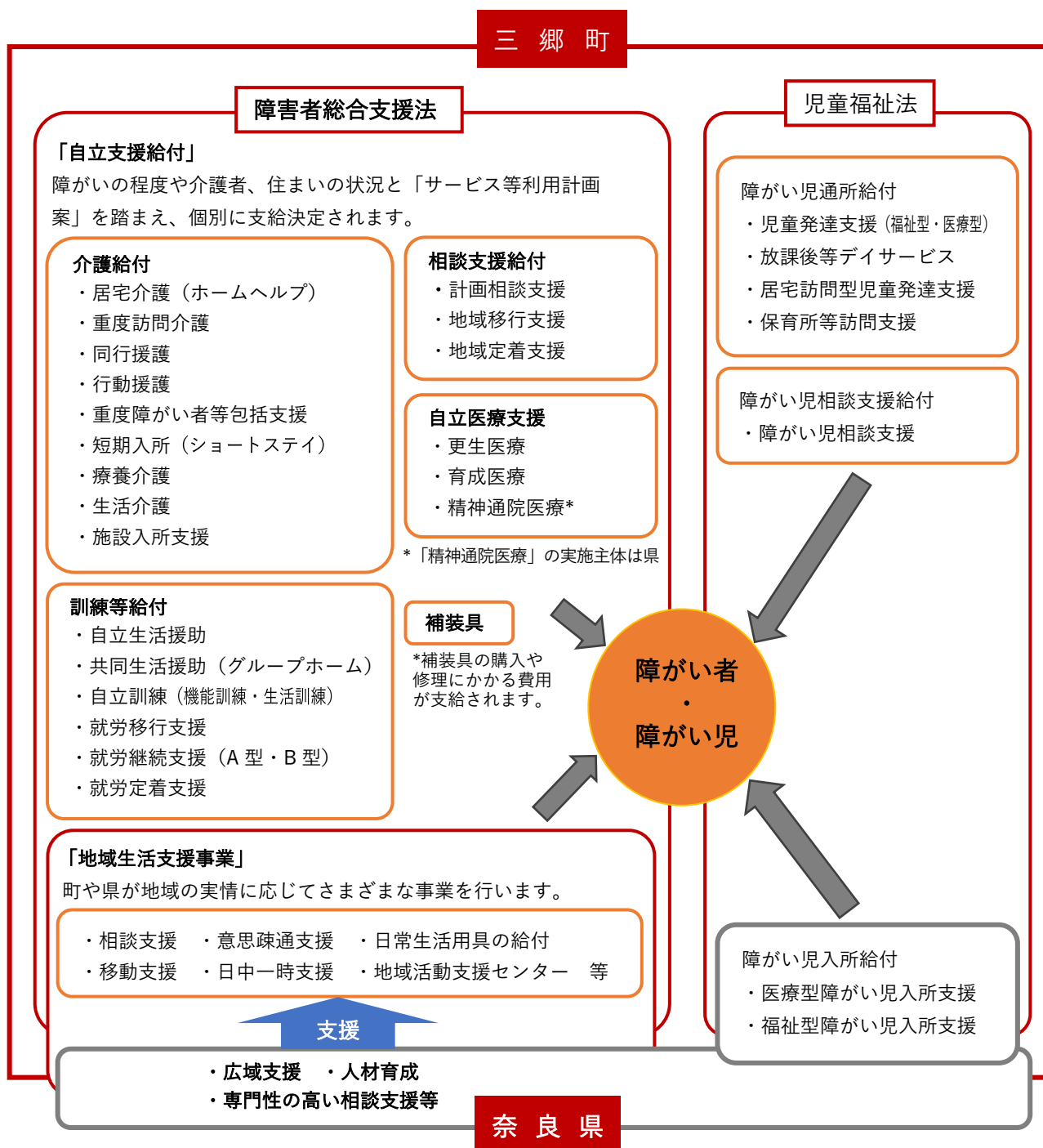
第2節 障害者総合支援法における障がい者（児）サービスの給付・事業

1. サービスの仕組み

障害者総合支援法に基づく障がい者（児）サービスの給付・事業の全体像は、全国一律の仕組みである「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を行う「地域生活支援事業」で構成されています。障がい児相談支援、障がい児通所支援、障がい児入所支援については、児童福祉法に基づくサービスとなります。

また、これらのサービスを利用する際は、障がい者（児）の自立した生活を支え、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細やかな支援を行うために、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）*の作成が必要です。

*サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を必要としないサービスもあります。



2. 利用できるサービス

(1) 自立支援給付

障がいの程度や介護者、住まいの状況と「サービス等利用計画案」を踏まえ、個別に支給決定されます。

① 介護給付

■訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴・排泄・食事等、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がい者であって、常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事の介護及び移動の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	著しい行動障がいを有する知的障がい者・精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、移動の介護、危険回避のための援護等の支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする障がい者であって、その必要度が著しく高い人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■日中活動系サービス

事業名	事業内容
短期入所 (福祉型・医療型) (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が疾病等の場合に、短期間、施設等で必要な介護等の支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がい者であって、常に介護を必要とする人に、病院等の施設で行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、主に日中に障がい福祉サービスとして行われる入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動等の機会を提供します。

■施設系サービス

事業名	事業内容
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

② 訓練等給付

■居住支援系サービス

事業名	事業内容
自立生活援助	障がい者施設やグループホームなどを利用していた障がい者で、地域で一人暮らしを希望する人に対し、生活に必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活の課題を把握し、必要な支援を行うことです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事の介護、相談その他日常生活の援助を行います。

■訓練系・就労系サービス

事業名	事業内容
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生活活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

③ 相談支援給付

事業名	事業内容
計画相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。また、個々の障がい者に必要である期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います（モニタリング）。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、地域移行に向けた支援として、住居の確保や外出への同行支援、相談、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に、常時の連絡体制を確保して、地域生活を継続していくための支援を行います。

④ 補装具

事業名	事業内容
補装具	身体障がい者手帳所持者に対し、失われた部分や障がいのある部分の機能を補うための器具の購入費・貸与費・修理費の全部または一部を助成します。

⑤ 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公的負担医療制度です。

(2) 障がい児支援サービス

①障がい児通所給付

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等 訪問支援	障がい児が通う保育所・幼稚園・放課後児童クラブ・小学校・乳児院・児童擁護施設を訪問し、障がい児以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

②障がい児相談支援給付

事業名	事業内容
障がい児相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、通所サービスの利用計画を作成します。また、個々の障がい児に必要な期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います（モニタリング）。

③障がい児入所給付

事業名	事業内容
医療型障がい児 入所支援	障がいをもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排泄、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
福祉型障がい児 入所支援	障がいをもつ児童に対し食事、排泄、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

(3) 地域生活支援事業

■必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発等を行う事業です。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動に対して支援を行う事業です。
相談支援事業	障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う事業です。
日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や生活を営むのに著しく支障のある住宅の改修工事費の給付、重要な情報入手手段である点字図書の購入費用の給付等を行う事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話表現技術を習得するための研修を行って、聴覚障がい者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行う事業です。
地域活動支援センター事業	障がい者等に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
生活訓練等事業	障がい児やその保護者に対して、日常生活上必要な療育訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るために、障がい者等の日中の活動の場を確保する事業です。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等に対し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、体力を作り、身体を自由に動かすことができる力を育むことを目的とした事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音訳等、障がい者等にわかりやすい方法で、広報等の地域生活に必要な情報を提供します。
奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。



第4章 障害福祉計画

第1節 成果目標

国の示す基本指針に基づき、令和5年度末における障がい福祉サービスの目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末における地域生活に移行する人数*の目標値を設定します。

*地域生活に移行する人数・・・今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数とします。

【国の基本指針に定める目標値】	
事項	目標値
施設入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
施設入所者数の削減	令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上

○ 本町における目標値	
項目	数値
令和元年度末時点の施設入所者数	18人
令和5年度末時点の施設入所者数	17人
【目標】地域生活移行者数	2人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数	1人

※第5期計画の成果目標と達成状況（令和2年度末時点見込み）

項目	国の基本指針に定める目標値	本町における目標値	達成値
地域生活移行者数	平成28年度末時点の入所者数の9%以上が地域生活へ移行	2人	2人
入所者削減見込み	令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末の入所者数から2%以上削減	1人	1人
平成28年度末時点の施設入所者数：21人			
令和2年度末時点の施設入所者見込み数：20人			

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、西和7町自立支援協議会等において地域の精神保健・医療福祉の一体的な取組みを図ってきました。

地域住民の協力を得ながら、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【国の基本指針に定める目標値】	
事項	目標値
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（新規）	316日以上を基本とする
令和5年度末の精神病床における65歳以上、65歳未満の1年以上長期入院患者数について算出式により設定する	
精神病床における早期退院率の上昇	入院後3ヶ月時点：69%、6ヶ月時点86%、1年時点92%以上を基本とする

○ 本町における取組み（目標値は県の計画において設定）
<p>奈良県障害者計画の掲げる数値目標を踏まえ、保健・医療福祉関係者による協議の場を年1回以上開催し、参加者数12人とし目標設定及び評価を年1回以上実施いたします。</p> <p>入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。</p>

※第5期計画の成果目標と達成状況（令和2年度末時点見込み）

国の基本指針に定める目標値	達成状況
平成32年度末までに各市町村または各圏域に、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	西和7町共同で令和2年度末までの圏域設置に向けて協議を進めています。西和7町障害者等支援協議会の専門部会で、保健・医療・福祉関係者が参画する「暮らし部会」の構成員に協力を要請し、介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、新たな協議の場を設置し、精神障がいに係る連携体制を強化しネットワーク構築を図ります。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活に関わる日常の支援機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した「地域生活支援拠点」の整備と必要な機能の充実を図ります。

西和7町や圏域内の障がい福祉サービス事業所、地域住民の協力とともに施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障がい者等に対する支援を行うなどを通して、地域に開かれたものとしていきます。

【国の基本指針に定める目標値】
令和5年度末までに圏域・市町村に1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回移行運用状況を検証、検討する

○ 本町における取組み
国の指針を踏まえ、西和7町圏域において1ヶ所設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会の定例会を活用しながら年に4回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。

※第5期計画の成果目標と達成状況（令和2年度末時点見込み）

国の基本指針に定める目標値	達成状況
令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備	<p>地域生活支援拠点は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の地域生活を備えるとともに、障がい者やその家族の緊急事態に対応することを目的に整備されるものです。</p> <p>西和7町における拠点事業は、「安心して暮らせる地域づくり」を理念とし、関係機関の連携をより強化しつつ地域の福祉力向上に努めながら、福祉サービスの提供体制を構築することを目的として協議を進めています。</p> <p>また、平成29年度に実施した第6次障害者基本計画策定に係る住民アンケート調査の結果により、「緊急時の受け入れ」及び「グループホームや一人暮らし体験の機会のある場」のニーズが多いこの2つの機能を優先的に、西和7町の広域・面的整備を行うこととしています。</p> <p>平成30年には、西和7町行政及び委託相談支援事業所（生活支援センターおはな、権利擁護支援センターななつぼし、生活支援センターぽるとベル）が協働でワーキングチームを立ち上げ、圏内の障がい・高齢の事業所にアンケート調査・訪問ヒアリングを実施し、また先進地である生駒市や、養護老人ホーム三室園への視察を行い、各年度5回程度の会議を開催し、適宜西和7町障害者等支援協議会において報告・意見交換を行いながら、令和5年度末までの整備目標の達成に向けて協議を進めています。</p>

4. 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

【国の基本指針に定める目標値】	
事項	目標値
就労移行支援事業等による一般就労移行者	令和元年度の移行実績から 1.27 倍以上
うち移行支援事業による一般就労移行者	令和元年度の移行実績から 1.30 倍以上
うち就労支援 A 型による一般就労移行者	令和元年度の移行実績から 1.26 倍以上
うち就労支援 B 型による一般就労移行者	令和元年度の移行実績から 1.23 倍以上
うち就労定着支援事業所の利用者数	7 割が就労定着支援事業を利用する
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする

○ 本町における目標値	
項目	数値
就労移行支援事業等による一般就労移行者	4 人
うち移行支援事業による一般就労移行者	1 人
うち就労継続支援 A 型による一般就労移行者	1 人
うち就労継続支援 B 型による一般就労移行者	1 人
うち就労定着支援事業所の利用者数	1 人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする	本町では就労定着支援事業所がないため目標値を設定しないものとします

※第 5 期計画の成果目標と達成状況（令和 2 年度末時点見込み）

国の基本指針に定める目標値	本町における目標値	達成値
令和 2 年度中に一般就労移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上	1 人	0 人
令和 2 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加	8 人	8 人
令和 2 年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上（注 1）	1 ケ所	0 ケ所
各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上	80%以上	100%

(注1) 本町にある就労支援施設は平成28年度時点で1ヶ所でした。令和2年度までに就労移行支援事業所を合計3ヶ所設置する予定でしたが、令和2年11月時点で町内に就労支援B型が1ヶ所のみです。



5. 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援体制が備わることが重要です。

本町では、西和7町者等支援協議会との連携と協議のもと、障がい者とその家族が必要とする適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実と強化に向けた取組みを図ります。

【国の基本指針に定める目標値】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保

○ 本町における取組み

相談支援体制の充実・強化等の取組みについては、西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら体制整備に努めるため、以下の目標を設定します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言（1回以上／年）
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（2回以上／年）
- ・地域の相談機関との連携強化の取組み（2回以上／年）

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の整備【新規】

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

障がい福祉サービスに関わる本町の職員・関係機関従事者が、障害者総合支援法の具体的な内容を確実に理解することに取組み、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

【国の基本指針に定める目標値】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質を向上させるための取組みに関する実施体制を構築する

○ 本町における取組み

西和7町において、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議を各年4回以上実施します。

第2節 障がい福祉サービスの実施状況と見込み量

1. 訪問系サービス

(実施状況)

- 訪問系サービスの利用者数は増加の傾向と見られますが、令和2年度のサービス量は新型コロナウイルスの感染防止のため、伸び率は減少しています。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	サービス 量	時間	実績	1,210	1,337	1,348
			計画	1,212	1,233	1,254
		%	計画比	99.8%	108.4%	107.4%
重度障がい者等包括支援	利用者数	人	実績	66	71	76

(1ヶ月あたりの平均実績)

(令和5年度までの見込み量)

- 訪問系サービスの利用者は居宅介護、同行援護、行動援護を見込んでいます。
- 重度訪問介護については、平成30年4月から訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者が医療機関に入院した場合は、入院中の医療機関においても援助を行うことができることとなります。
- 地域移行促進の観点から、重度訪問介護サービス提供事業者の参入を働きかけ、サービス提供量の充実を図ります。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	サービス量	時間	1,511	1,658	1,823
	利用者数	人	85	93	102

(1ヶ月あたりの平均見込み)

2. 日中活動系サービス

(実施状況)

- 生活介護のサービス量と利用者数は、増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。
- 自立訓練（機能訓練）のサービス量は、利用者数が2名から1名となり、減少となっています。
- 就労移行支援は、計画を大きく下回っています。一般就労への移行を促進するために、今後、利用を推進する必要があります。
- 就労継続支援（A型）のサービス量と利用者数は、横ばいの傾向となっています。
- 就労継続支援（B型）のサービス量は、利用者数とともに増加傾向となっています。
- 療養介護は利用者が実施箇所の増加に伴い、3名の実績となっています。
- 短期入所（福祉型）のサービス量は、増加を見込んでいましたが、令和2年度はコロナ禍に伴い減少となっています。
- 短期入所（医療型）のサービス量と利用者数は、横ばいとなっています。利用が突発的、臨時的なものであるため一律に増加していないと考えられます。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度見込み
生活介護	サービス量	人日分※	実績	948	1,110	1,260
			計画	836	798	760
			計画比	113.4%	139.1%	165.8%
	利用者数	人	実績	49	56	63
	箇所数	ヶ所	実績	25	27	32
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日分※	実績	26	22	20
			計画	36	36	36
			計画比	72.2%	61.1%	55.6%
	利用者数	人	実績	2	1	1
箇所数	ヶ所	実績	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日分※	実績	10	15	6
			計画	8	8	8
			計画比	125.0%	187.5%	75.0%
	利用者数	人	実績	2	2	1
箇所数	ヶ所	実績	1	2	2	
就労移行支援	サービス量	人日分※	実績	38	31	40
			計画	138	138	138
			計画比	27.5%	22.5%	29.0%
	利用者数	人	実績	3	2	3
箇所数	ヶ所	実績	5	2	3	
就労継続支援 (A型)	サービス量	人日分※	実績	261	219	215
			計画	210	231	231
			計画比	124.3%	94.8%	93.1%
	利用者数	人	実績	13	12	11
箇所数	ヶ所	実績	12	14	14	
就労継続支援 (B型)	サービス量	人日分※	実績	449	475	504
			計画	420	448	476
			計画比	106.9%	106.0%	105.9%
	利用者数	人	実績	33	34	36
箇所数	ヶ所	実績	21	22	24	
就労定着支援	利用者数	人	実績	1	2	2
			計画	2	2	2
			計画比	50.0%	100.0%	100.0%
	箇所数	ヶ所	実績	1	1	1

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度見込み
療養介護	利用者数	人	実績	2	3	3
			計画	2	2	2
		%	計画比	100.0%	150.0%	150.0%
	箇所数	ヶ所	実績	2	3	3
短期入所 (福祉型)	サービス量	人日分*	実績	28	36	42
			計画	32	39	46
		%	計画比	87.5%	92.3%	91.3%
	利用者数	人	実績	7	9	10
短期入所 (医療型)	サービス量	人日分*	実績	11	13	10
			計画	14	14	14
		%	計画比	78.6%	92.9%	71.4%
	利用者数	人	実績	1	1	1
※短期入所箇所数計	箇所数	ヶ所	実績	9	10	10

(1ヶ月あたりの平均実績)

※ 人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

(令和5年度までの見込み量)

- 就労継続支援B型は継続して増加を見込んでおります。尚、令和5年4月には町内に1ヶ所開設予定をしておりますので、さらに増加が見込まれます。
- 療養介護は、利用者が少なく、変動も少ないサービスのため、過去の実績が横ばいで続くものと見込んでいます。
- 就労定着支援は、平成30年度から開始され令和2年度まで利用がありませんでしたが、障がい者の社会参加の推進が図られることから、毎年2名程度の利用を見込んでいます。
- 短期入所（福祉型）のサービス量は、障がい者数が増加傾向にあり、緊急の利用もあることから、今後は増加すると見込んでいます。
- 短期入所（医療型）のサービス量と利用者数の実績が横ばいであることから、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

サービスの種類	事項		単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
生活介護	サービス量		人日分 [※]	1,400	1,540	1,680
	利用者数		人	70	77	84
	箇所数		ヶ所	34	36	38
自立訓練 (機能訓練)	サービス量		人日分 [※]	20	20	20
	利用者数		人	1	1	1
	箇所数		ヶ所	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	サービス量		人日分 [※]	6	6	6
	利用者数		人	1	1	1
	箇所数		ヶ所	2	2	2
就労移行支援	サービス量		人日分 [※]	40	40	40
	利用者数		人	3	3	3
	箇所数		ヶ所	3	3	3
就労継続支援 (A型)	サービス量		人日分 [※]	215	215	215
	利用者数		人	11	11	11
	箇所数		ヶ所	14	14	14
就労継続支援 (B型)	サービス量		人日分 [※]	532	560	1148
	利用者数		人	38	40	82
	箇所数		ヶ所	26	28	31
就労定着支援	利用者数		人	2	2	2
	箇所数		ヶ所	1	1	1
療養介護	利用者数		人	3	3	3
	箇所数		ヶ所	3	3	3
短期入所	サービス量	福祉型	人日分 [※]	44	48	52
		医療型	人日分 [※]	10	10	10
	数利用者	福祉型	人	11	12	13
		医療型	人	1	1	1
	箇所数		人	11	12	12

(1ヶ月あたりの平均見込み)

※ 人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

3. 居住系サービス

(実施状況)

- 共同生活援助の利用者数は地域移行の受け皿として年々増加することを見込んでおり、実績は増加傾向となっています。
- 施設入所支援の利用者数は、横ばいの傾向となっています。
- 自立生活援助は平成 30 年度から開始されましたが、利用者の実績はありません。必要な人への利用につながるよう、サービスの周知が必要と考えられます。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度 見込み
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	実績	14	15	17
			計画	15	17	19
		%	計画比	93.3%	88.2%	89.5%
	箇所数	ヶ所	実績	9	11	12
施設入所支援	利用者数	人	実績	17	18	18
			計画	20	20	20
		%	計画比	85.0%	90.0%	90.0%
	箇所数	ヶ所	実績	11	12	12
自立生活援助	利用者数	人	実績	0	0	0
			計画	1	1	1
		%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	箇所数	ヶ所	実績	0	0	0

(1 ヶ月あたりの平均実績)

(令和5年度までの見込み量)

- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、施設入所者の地域移行の受け皿として実績が増加傾向にあることから、今後も増加すると見込んでいます。
- 自立生活援助は、平成30年度から令和2年度までの利用はありませんでしたが、新たなサービスであり、毎年度1名程度の利用を見込んでいます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	19	21	23
	箇所数	ヶ所	12	13	14
施設入所支援	利用者数	人	18	18	17
	箇所数	ヶ所	12	12	12
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	ヶ所	1	1	1

(1ヶ月あたりの平均見込み)

4. 相談支援

(実施状況)

- 計画相談支援の利用者数は、計画を下回っています。相談支援につながる広報や周知方法の工夫が必要と考えられます。
- 地域移行支援、地域定着支援は利用者がおらず、今後、地域移行を促進するためにも、利用を推進する必要があります。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度 見込み
計画相談支援	利用者数	人	実績	17	21	22
			計画	30	30	30
			%	計画比	56.7%	70.0%
地域移行支援	利用者数	人	実績	0	0	0
			計画	1	1	1
			%	計画比	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	人	実績	0	0	0
			計画	1	1	1
			%	計画比	0.0%	0.0%

(1ヶ月あたりの平均実績)

(令和5年度までの見込み量)

- 計画相談支援の体制充実と体制強化を図ることから、利用者数の増加を見込んでいます。
- 地域移行支援と地域定着支援は実績がありませんが、地域移行を推進していくことから、毎年度1名程度の利用を見込んでいます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
計画相談支援	利用者数	人	23	24	25
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

(1ヶ月あたりの平均見込み)

5. 補装具

(実施状況)

- 補装具は、増加を見込みましたが、実績は横ばいの傾向です。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度 見込み
補装具	年間 利用者数	人	実績	49	46	50
			計画	55	60	65
		%	計画比	89.1%	76.7%	76.9%

(令和5年度までの見込み量)

- 補装具の見込み量は、サービスの安定供給につながるよう、今後も増加することを見込みます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
補装具	年間利用者数	人	52	54	56

第3節 地域生活支援事業の実施状況と見込み量

1. 必須事業

(実施状況)

- 障がい者相談支援事業の利用者数は増加傾向の継続を見込んでいましたが、平成30年度実績が前年から減少となったため、計画を下回っています。
- 基幹支援相談センターは設置目標に向けて、西和7町で引き続き協議していきます。
- 地域自立支援協議会は、より広域な施策課題に取り組むため、三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町の7町の共同で、西和7町障害者等支援協議会を設置しています。
- 成年後見制度利用支援事業の利用者数は、増加を見込んでいましたが、毎年度2名となっています。令和3年度にさらに1名増える予定です。
- 手話通訳者等派遣事業は計画通り、実績は横ばいで、毎年度7名となっています。
- 要約筆記者等派遣事業の利用者数は横ばいを見込んでいましたが、減少となっています。
- 点訳・音訳等支援事業は、点訳の利用実績は計画値を上回り、毎年度5名で、音訳の利用実績は計画値を下回り、毎年度10名となっています。
- 日常生活用具給付等事業は、いずれも計画値を下回っています。排泄管理支援用具の給付は増加傾向にあります。
- 移動支援事業の個別支援型の利用者数は計画をやや下回っています。令和2年度の実績はコロナ禍による外出自粛の影響による減少と考えられます。グループ支援型の実績はありません。
- 地域活動支援センター事業の利用者数は増加傾向となっています。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度 見込み
理解促進研修・啓発事業	実績有無		実績	有	有	有
			計画	有	有	有
自発的活動支援事業	実績有無		実績	有	有	有
			計画	有	有	有
相談支援事業						
障害者相談 支援事業	利用者数 (1ヶ月あ たり)	人	実績	88	101	120
			計画	130	140	150
			計画比	67.7%	72.1%	80.0%
	箇所数	ヶ所	実績	3	3	3
基幹相談 支援センター	設置有無		実績	無	無	無
			計画	有	有	有
地域自立支援協議会	設置有無		実績	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (1ヶ月あ たり)	人	実績	2	2	2
			計画	5	6	7
			計画比	40.0%	33.3%	28.6%
成年後見制度 法人後見支援事業	実施有無		実績	有	有	有
			計画	有	有	有
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）						
手話通訳者等 派遣事業	実利用者 数	人	実績	7	7	7
			計画	8	8	8
			計画比	87.5%	87.5%	87.5%
	延べ要望 回数	回	実績	135	116	126
延べ利用 時間	時間	実績	269	215	248	
要約筆記者等 派遣事業	利用者数	人	実績	2	2	0
			計画	4	4	4
			計画比	50.0%	50.0%	0.0%
			実績	5	5	5
点訳・音訳等 支援事業（点訳）	実利用者 数	人	計画	1	1	1
			計画比	500.0%	500.0%	500.0%
点訳・音訳等 支援事業（音訳）	実利用者 数	人	実績	10	10	10
			計画	13	13	13
			計画比	76.9%	76.9%	76.9%

サービスの種類	事項	単位	区分	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度 見込み
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練 支援用具	給付等 件数	件	実績	1	2	2
			計画	3	3	3
			% 計画比	33.3%	66.7%	66.7%
自立生活 支援用具	給付等 件数	件	実績	1	1	2
			計画	5	5	5
			% 計画比	20.0%	20.0%	40.0%
在宅療養等 支援用具	給付等 件数	件	実績	5	4	4
			計画	10	10	10
			% 計画比	50.0%	40.0%	40.0%
情報・意思疎通 支援用具	給付等 件数	件	実績	14	16	15
			計画	25	28	28
			% 計画比	56.0%	57.1%	53.6%
排泄管理 支援用具	給付等 件数	件	実績	494	567	570
			計画	550	600	600
			% 計画比	89.8%	94.5%	95.0%
住宅改修費	給付等 件数	件	実績	1	0	1
			計画	3	3	3
			% 計画比	33.3%	0.0%	33.3%
手話奉仕員 養成研修事業	延べ人数	人	実績	103	150	127
			計画	150	160	165
			% 計画比	68.7%	93.8%	77.0%

サービスの種類	事項	単位	区分	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度 見込み
移動支援事業						
個別支援型	実利用者 数	人	実績	53	53	40
			計画	52	54	56
		%	計画比	101.9%	98.1%	71.4%
	委託箇所 数	ヶ所	実績	33	35	40
	延べ利用 時間	時間	実績	4591	4531	4000
グループ支援型	実利用者 数	人	実績	0	0	0
			計画	1	1	1
		%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	委託箇所数	ヶ所	実績	33	35	40
	延べ利用 時間	時間	実績	0	0	0
地域活動支援 センター事業	実利用者 数	人	実績	19	22	25
			計画	20	20	20
		%	計画比	95.0%	110.0%	125.0%
	利用箇所数	ヶ所	実績	3	3	4

(1年間あたりの実績)

(障がい者相談支援事業と成年後見制度利用支援事業は1ヶ月あたりの平均実績)

(令和5年度までの見込み量)

- 相談支援事業は、従来からのニーズに加え、障がいの状態が多様となっており、障がいの適切なサービス利用を図ることから増加を見込んでいます。
- 基幹相談支援センターは令和2年度の設置ができなかったため、令和5年度の設置に向けて引き続き西和7町と協議していきます。
- 成年後見制度利用支援事業については、高齢化に伴う認知症の方の増加や、制度の周知によって増加が見込まれることから、微増を見込んでいます。
- 意思疎通支援事業の手話通訳者等派遣事業や要約筆記者等派遣事業、点訳・音訳等支援事業については、障がいの地域活動の促進や情報保障の観点から増加を見込んでいます。
- 日常生活用具給付等事業は、障がいの自立生活の推進の観点から増加を見込んでいます。
- 手話奉仕員養成研修事業は、手話通訳者等の増加を図ったことから修了者が増加しました。今後も手話奉仕員の確保の必要があることから、修了者数を増やせるような支援を検討していきます。
- 地域活動支援センター事業は平成30年度から令和2年度まで緩やかな増加の傾向とな

っていることから、今後も引き続き増加で推移すると見込んでいます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
理解促進研修・啓発事業	実績有無		有	有	有
自発的活動支援事業	実績有無		有	有	有
相談支援事業					
障害者相談支援事業	利用者数 (1ヶ月あたり)	人	125	130	140
	箇所数	ヶ所	3	4	4
基幹相談支援センター	設置有無		有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (1ヶ月あたり)	人	3	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無		有	有	有
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）					
手話通訳者等派遣事業	実利用者数	人	8	8	8
	延べ要望回数	回	135	135	135
	延べ利用時間	時間	250	250	250
要約筆記者等派遣事業	利用者数	人	4	4	4
点訳・音訳等支援事業（点訳）	実利用者数	人	7	7	7
点訳・音訳等支援事業（音訳）		人	10	10	10
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付等件数	件	3	3	3
自立生活支援用具		件	3	3	3
在宅療養等支援用具		件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具		件	16	17	17
排泄管理支援用具		件	620	620	620
住宅改修費		件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	延べ人数	人	146	152	157
移動支援事業					
個別支援型	実利用者数	人	54	56	56
	委託箇所数	ヶ所	40	42	42
	延べ利用時間	時間	4,600	4,700	4,700
グループ支援型	実利用者数	人	1	1	1
	委託箇所数	ヶ所	40	42	42
	延べ利用時間	時間	4	4	4
地域活動支援センター事業	実利用者数	人	25	26	28
	利用箇所数	ヶ所	4	4	4

(1年間あたりの見込み)

2. 任意事業

(実施状況)

- 訪問入浴サービス事業と更生訓練費給付事業は、利用者の条件が限定的であり、利用者は毎年度1名程度となっています。
- 生活訓練等事業は、児童の療育教室（むすんでひらいて、つばさ）を実施しており、当該教室の参加人数に則した実績となっています。
- 日中一時支援事業の利用者数は、計画値に比べて減少となっていますが微増しております。
- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の利用者数は増加傾向でしたが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止の為に実施回数の減少となっています。
- 点字・声の広報等発行事業の利用者数は横ばいでしたが、令和2年度は実施回数の減少に伴い、減少となっています。
- 奉仕員養成研修事業（点訳・音訳）は2年に1回開催している研修であり、計画を上回る実績となっています。視覚障がい者や聴覚障がい者が円滑にコミュニケーションをとるために必要な取組みとして、事業の認知度が高まっているといえます。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業は、令和元年度、令和2年度にそれぞれ1人の実績があります。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度 見込み
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	実績	1	1	1
			計画	1	1	1
			計画比	100.0%	100.0%	100.0%
	実施箇所数	ヶ所	実績	1	1	1
更生訓練費給付事業	実利用者数	人	実績	0	1	1
			計画	1	1	1
			計画比	0.0%	100.0%	100.0%
生活訓練等事業	実利用者数	人	実績	33	39	36
			計画	40	40	40
			計画比	82.5%	97.5%	90.0%
日中一時支援事業	実利用者数	人	実績	6	7	8
			計画	20	20	20
			計画比	30.0%	35.0%	40.0%
	実施箇所数	ヶ所	実績	12	12	12
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用者数	人	実績	74	42	12
			計画	15	15	15
			計画比	493.3%	280.0%	80.0%
点字・声の広報等発行事業	実利用者数	人	実績	12	12	3
			計画	13	13	13
			計画比	92.3%	92.3%	23.1%
奉仕員養成研修事業（点訳・音訳）	延べ人数	人	実績		100	
			計画		60	
			計画比		166.7%	
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	人	実績	0	1	1
			計画	3	4	4
			計画比	0.0%	25.0%	25.0%

(1年間あたりの見込み)

(令和5年度までの見込み量)

- 更生訓練費給付事業については、実績を勘案し、各年度1名の利用を見込みます。
- 生活訓練等事業の実績は減少傾向ではありますが、障がい者が増加傾向であることから、増加すると見込んでいます。
- 日中一時支援事業と社会参加促進事業は、障がい者の社会活動参加推進を図ることから、増加を見込んでいます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	2	2	2
	実施箇所数	ヶ所	1	1	1
更生訓練費給付事業	実利用者数	人	1	1	1
生活訓練等事業	実利用者数	人	40	40	40
日中一時支援事業	実利用者数	人	10	12	12
	実施箇所数	ヶ所	12	13	13
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用者数	人	51	54	57
点字・声の広報等発行事業	実利用者数	人	13	13	13
奉仕員養成研修事業(点訳・音訳)	延べ人数	人	114		133
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	人	1	1	2

(1年間あたりの見込み)



第5章 障害児福祉計画

第1節 成果目標

国の示す基本指針に基づき、令和5年度末における障がい児福祉サービスの目標値を設定します。

障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】	
事項	目標値
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターを1ヶ所以上設置 保育所等訪問支援を利用できる体制整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1ヶ所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設定するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

○ 本町における取組み

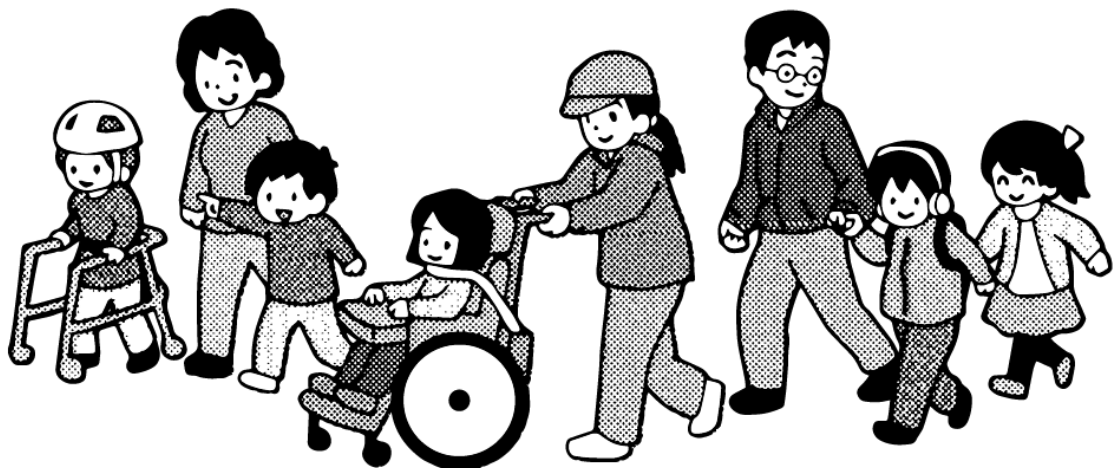
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については西和7町の圏域における1ヶ所の児童発達支援センターの設置と連動させ、引き続き協議していきます。

施設の持つ専門的機能を活かして、地域で暮らす障がい児やその家族への相談、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援などの機能を備えた地域の中核的な療育支援施設を検討しています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5年度末までに西和7町による圏域で1人配置を目標とします。

※第5期計画の成果目標と達成状況（令和2年度末時点見込み）

国の基本指針に定める目標値	達成状況
児童発達支援センターを1ヶ所以上設置	児童発達支援センターの設置については、令和元年度に西和7町においてワーキングチームを立ち上げ、圏域設置を見据えて、奈良県障害福祉課や児童発達支援センターの関係機関と協働し協議を進めました。
保育所等訪問支援を利用できる体制整備	実施事業所数が増加したことにより、令和2年度より利用実績も増加し、利用のニーズに対応できています。
令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヶ所以上確保	西和7町で引き続き、確保のための協議を続けています。
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	西和7町で引き続き、設置のための協議を続けています。



第2節 障がい福祉サービスの実施状況と見込み量

(実施状況)

- 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援のサービス量と利用者数は、いずれも計画値を上回る増加となっています。
- 医療型児童発達支援の利用者数はいずれの年度も0名となっています。
- 障がい児相談支援の利用者数は、平成30年度、令和元年度は概ね計画通りとなっていますが、令和2年度は計画値を上回っています。

サービスの種類	事項	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度 見込み
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービス量	人日分 [※]	実績	721	773	1,075
			計画	632	704	792
		%	計画比	114.1%	109.8%	135.7%
	利用者数	人	実績	85	94	130
	箇所数	ヶ所	実績	53	60	60
医療型児童発達支援	サービス量	人日分 [※]	実績	0	0	0
			計画	15	15	15
		%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人	実績	0	0	0
	箇所数	ヶ所	実績	0	0	0
居宅訪問型児童発達 支援	サービス量	人日分 [※]	実績	0	0	0
			計画	10	10	10
		%	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人	実績	0	0	0
	箇所数	ヶ所	実績	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数	人	実績	8	8	15
			計画	7	8	9
		%	計画比	114.3%	100.0%	166.7%

(1ヶ月あたりの平均実績)

※ 人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

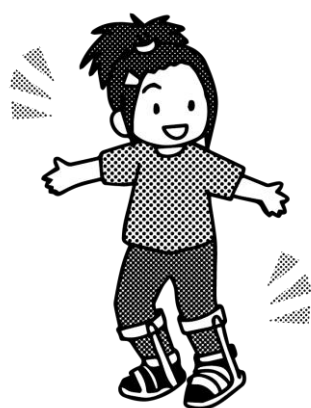
(令和5年度までの見込み量)

- 児童発達支援・放課後等デイサービスのサービス量と利用者数は平成30年度から令和2年度にかけて3割以上の増加にあることから、今後も増加すると見込んでいます。
- 医療型児童発達支援については、実施している事業所も少なく、すぐに増加は見込めませんが、毎年度1名程度の利用を見込んでいます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から開始された新たなサービスであり、令和2年度までの実績はありませんが、今後は毎年1名程度の利用を見込んでいます。
- 障がい児相談支援の利用者数は、実績の増加傾向と児童の障がいの早期発見に努める取り組みを図ることから今後も増加すると見込んでいます。

サービスの種類	事項	単位	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービス量	人日分※	1,284	1,537	1,845
	利用者数	人	158	191	230
	箇所数	ヶ所	62	64	66
医療型児童発達支援	サービス量	人日分※	15	15	15
	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	ヶ所	1	1	1
居宅訪問型児童発達 支援	サービス量	人日分※	10	10	10
	利用者数	人	1	1	1
	箇所数	ヶ所	1	1	1
障がい児相談支援	利用者数	人	18	21	25

(1ヶ月あたりの平均見込み)

※ 人日分：「月間利用人数」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」



第6章 サービスの見込み量確保のための方策

第1節 サービスの普及・啓発

障がい福祉サービスの内容が十分に周知されるよう、西和7町合同で設置している西和7町障害者等支援協議会において構築されたネットワークの機能を最大限に利用し、近隣自治体と連携して、障がい者や住民に対し、広報、ホームページ、パンフレットにより制度の普及・啓発に努めます。

また、サービス提供事業者、障がい者施設、相談支援事業所等の関係機関及び、障がい者関係団体との連携を深め、障がい者に対し分かりやすい情報提供に努めます。なお、障がい種別や年齢によって、情報入手方法が異なることから、障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法を検討することが求められています。

さらに、障がい者が身近なグループホームで生活することや一人暮らしをすることを選択することも考えられますが、そのような場合に、障がいのある方が地域で生活することへの住民の理解を深める普及啓発活動も重要となります。

第2節 サービス事業者や福祉人材等の確保

障がい者が増加傾向にあり、相談件数等が増える中、サービス事業者や福祉人材の量と質を確保する取組みが必要となります。

障がい者の地域生活を支援するため、町内だけでなく、広域でのサービス拡充も視野に入れ、事業所と行政の連携・協力体制の構築を促進し、サービスの提供量確保と充実に努めます。

また、多様な障がい特性を理解した人材へのニーズが拡大していることから、障がい特性を理解した、専門性の高い福祉人材、医療人材の確保を図り、人材の量と質をともに充実させていくことが重要となります。

第3節 相談支援体制の推進

障がい者の一人ひとりが地域で安心して生活を送るため、連続的で一貫したサービスを提供できるように総合的な相談支援体制の強化を図ることや、障がい者相談支援事業所の周知が重要となります。

令和2年度時点で町が委託している3ヶ所の相談支援事業所について周知を図ります。

また、庁内の連携及び障がい福祉サービス事業者との連携を強化し、一つの窓口で利用者に対応できる体制整備を図るとともに、障がい者一人ひとりのニーズが満たされるよう、専門性の高い相談支援事業所等との連携を強化していきます。

第4節 サービス基盤の整備

障がい福祉サービスの確保・拡充のために、西和7町で、障がい福祉サービス事業所、障がい者関係団体、行政機関、専門機関等の連携確保に努めるとともに、西和圏域の貴重な社会資源である各種団体の活動支援や連携・協働を推進し、地域生活支援事業におけるサービスについても地域の実情の把握に努め、必要とされるサービスが提供できるような体制づくりを進めます。

また、障がい者の範囲や支援対象の拡大、地域生活への移行の増加、高齢化に伴う身体障がい者の増加、障がい者の高齢化の進行等の中、様々な障がい者にサービス提供が行われるよう、サービス事業者等と連携を図りながら、サービスを提供するにあたっての地域課題の抽出及び課題解決のための方策等を検討し、サービス基盤の整備を進めていきます。

第5節 障がい児支援の推進

障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年3月まで、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスと、児童福祉法に基づく施設系のサービスに分かれていましたが、平成24年4月以降は、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。また、障がい児支援については、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切でなければならない」という基本理念にも基づき、サービスが提供される必要があります。

子どもの成長過程は、乳幼児期、学童期、青年期等、様々な段階があり、段階ごとに必要な支援は異なりますが、障がい児が各成長過程において、本人に合った適切な支援を受けるため、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目の無い一貫した支援を進めていきます。

第6節 研修等の充実

障がい者が地域で安心して生活し、共生していくためには、地域住民の障がい者に対する理解が欠かせません。

平成28年4月に者差別解消法が施行されたことに伴い、障がい者への合理的配慮を図ることを目的として、地域住民や町職員等が障がいについて正しく理解できるように、地域住民に対しては啓発イベントや福祉講座、講演会等を、町職員や学校教職員へは研修等を、引き続き実施していきます。また、目に見えない障がいや外見からはわかりづらい障がいについても、「ヘルプマーク」を活用する等、地域住民や町職員等に対して理解を図っていくことが重要です。

さらに、地域資源の活用を図るために、ボランティア活動を支援し、要約筆記ボランティア養成講座や手話奉仕員養成研修等の講習会を引き続き開催していきます。

今後も地域一体となって、地域共生社会の実現を目指し、障がい者を支援する人々への研修等の実施・充実を推進していきます。

第7節 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化や障がいの重度化、そして、高齢の親による介護や、親が亡くなった後の生活等、障がい者が地域社会で暮らしていくにあたり、これらの問題は差し迫った課題となっています。

西和7町では、これらの問題に対して、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点を令和5年度までに1ヶ所整備することを目指しています。

第7章 障がい者福祉推進に向けて

第1節 医療機関、行政機関等との連携

障がい者に対するサービス等の提供や地域生活への移行等、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい保健福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。また、障がい児がその障がいの状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達がすすむためには医療機関と教育機関の連携が必要です。このように、様々な機関が連携することにより、障がい者やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

西和7町では、障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がい者が自立した地域生活を送られるよう、各機関の連携を推進していきます。

また、災害発生時には、障がい者（児）が安心して過ごせる環境を確保するため、三郷町立学校給食センターに福祉避難所を設置しました。さらに、平成31年4月に建て替えが完了した三郷中学校は、バリアフリー仕様となっており、エレベータの設置や福祉避難所・防災倉庫・マンホールトイレの機能を備えています。さらに、西部保育園は、現在建て替え中であり、バリアフリー仕様と障がい者優先駐車場の整備を進めています。

これらの施設・設備が障がいの状況にあった支援として効果的に運用されるためにも、各機関の連携体制を進めながら、より充実した整備を図っていきます。

第2節 障がい者の虐待防止

本町では、障がい者虐待発生時の対応や再発防止への取組みとして、関係機関との連携・調整・相談窓口を住民福祉課に設置しており、高齢者虐待や児童虐待防止に対する取組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がい者の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がい者一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを一人ひとりが認識しなければいけません。

そのため本町では、障がい福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、広報「さんごう」等により障がい者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援に努めます。

権利擁護の取組みとしては、町の社会福祉協議会で、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難を抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続きに関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。

第3節 障がい者就労施設等からの物品等の調達について

本町では、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務の調達を行っています。障がい者就労施設等が提供可能な物品や役務についての情報を収集し、庁内各部署に情報提供することで、出来る限り多くの部署で障がい者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努めています。

また、西和7町障害者等支援協議会において、圏域内の障がい者就労施設等からの調達推進に向けて、圏域内の障がい者就労施設等が提供可能な物品や役務について情報提供を行う授産品カタログ「七色満面」を発行しています。

また、本町では調達方針を策定しており、実績については町のホームページ等で公表を行っています。今後も障がい者就労施設等からの調達実績が上がるよう、関係機関への周知に努めます。

■令和元年度実績

区分	実績内容	件数	金額
物品購入	食品・小物雑貨	5	525,050円
役務委託	清掃	4	1,984,322円

第4節 障がいを理由とする差別の解消

本町では、障がい者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

特に、合理的配慮については、研修等により町職員全員が共通認識を持ち、職員一人ひとりが合理的配慮を実践できる取組みや、体制づくりに努めます。

日常生活や外出時に援助や配慮を必要とする方には「ヘルプマーク」を配布し、身に付けていただくことを推進し、マークを見かけた方が援助や配慮の声かけをするといった、助け合いのできるまちづくりを進めます。

また広報等により住民に向けて「心のバリアフリー」についての周知・理解を進め、障がい者の社会活動が促進されるような取組みを図っていきます。

第5節 情報・コミュニケーションの充実

障がい者の社会参加や地域での自立生活を促進するためには、障がい者にとって情報のやりとりやコミュニケーションがしやすい社会づくりを進めることが重要です。

障がい者の地域での自立生活を支援するため、日常生活をはじめ、福祉サービス等に関する様々な情報を容易に入手できるよう、障がいの特性に配慮した「情報バリアフリー」を進め、

きめ細やかな情報提供に努めます。

また、手話通訳や要約筆記等に対応できる人材の確保・育成に取組み、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図ります。

第6節 重層的支援体制整備事業の実施

住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっています。

本町の既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性・世代・相談内容を問わない相談・地域づくり、就労をはじめとした社会参加事業の実施体制を整備し、持続的な伴走支援、多機能協働による支援を目指します。

令和3年度は移行期間とし、令和4年度から本格実施します。

第8章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進、進行における組織

1. 三郷町障害者施策推進協議会

本計画の策定、推進、進行管理については、有識者、地域の福祉関係者、障がい者の代表者、障がい者福祉に関する事業を営む団体の役職員から成る三郷町障害者施策推進協議会が評価、点検を行います。

2. 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町（三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）では、7町の行政機関及び地域の障がい者団体、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、就労支援機関、民間団体等、学校、保健医療機関が協働し、西和7町障害者等支援協議会を組織しています。

障がいのある方にかかわる制度や取組みを豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。また、広域的に協議会を組織することにより、単独町だけでは不足する地域資源を活用することが可能となります。また、広域的に同じ課題、目標を持つことにより、それぞれの考え方の違いについても均衡化を図ることができます。

本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。

なお、平成25年度には、これまでの運営体制の見直しを行い、それまでの西和7町障害者自立支援協議会から「西和7町障害者等支援協議会」へと名称変更を行いました。

協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告を行う『定例会』のほか、各種地域課題の中でも重点的に課題の解決に向けた取組みを行うための審議の場として、『専門部会』があります。

専門部会では、「暮らし部会」、「人権・施策部会」2部会を構成し、個別の課題についての意見を深める体制を強化しています。また各部会ではさらに専門性に特化し取り組むべき課題に関しては必要に応じてワーキングチームを立ち上げ、審議を行っています。

本町は今後とも、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

第2節 計画の推進体制

1. 障がい者の自立と連携

障がい者が、地域の中で自立した生活ができるように、障がい福祉サービスを充実させるとともに障がい者同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

2. 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画等との整合性を図るとともに庁内関係部門との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

3. 関係団体、住民との協力体制

障がい者が暮らしやすい社会を実現するためには、町行政による施策の充実とともに、地域住民の課題として、すべての人々がともに暮らしやすい社会の形成に向けて取り組むことが求められます。

そのため、障がい者関連団体、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会等の関係団体や住民のそれぞれが役割を担う主体として協働を進め、各種事業の推進を図ります。

4. 国・県及び関係機関との連携

障がい者に関する施策については、国・県及び西和7町との連携をもとに、総合的かつ効果的な実施を図ります。

5. 計画の進行管理

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、障がい者や関係団体の参画を得て設置する障がい者施策推進協議会の意見を聴き、住民福祉課により毎年度の計画の進行管理を行っていきます。毎年度の施策の進捗評価により、場合によっては取組みの見直しを行います。

第9章 資料

1. 三郷町障害者施策推進協議会設置条例

平成13年9月28日

条例第18号

(設置)

第1条 三郷町における障害者に関する施策の推進が、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念にのっとり、障害者の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の付属機関として、三郷町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 三郷町障害者基本計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町の障害者に関する施策の実施状況の調査その他障害者等に係る施策に関する重要事項

(意見の具申)

第3条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があるときは、同条各号に掲げる事項に関して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の福祉関係者
- (3) 障害者を代表する者
- (4) 障害者福祉に関する事業を営む団体の役員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

2. 三郷町障害者施策推進協議会設置条例施行規則

平成13年9月28日

規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、三郷町障害者施策推進協議会設置条例(平成13年9月三郷町条例第18号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、三郷町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会議の出席は、委任状をもつてこれに代えることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、障害者施策に関する事項を調査又は審議するために必要があると判断したときは、関係職員の会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(企画会議及び幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に企画会議及び幹事会を置く。

- 2 企画会議は、副町長を座長として、全部長、住民福祉課長、長寿健康課長及び社会福祉法人三郷町社会福祉協議会事務局長をもつて構成する。
- 3 幹事会は、住民福祉課長、長寿健康課長及び社会福祉法人三郷町社会福祉協議会事務局長をもつて構成する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、住民福祉部住民福祉課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3. 三郷町障害者施策推進協議会 委員名簿

任期 自 令和2年6月1日
至 令和5年5月31日

三郷町障害者施策推進協議会設置条例 第4条第2項における委員区分	氏名
識見を有する者	高木 美昭
	周防 美智子
地域の福祉関係者	藤原 佑二
	福呂 幸代
障がい者を代表する者	安井 律子
	梅野 浩二
障がい者福祉に関する事業を經營する団体の役職員	西尾 光博
	富田 忠一

敬称略・順不同

4. 用語解説

【あ行】	
SDGs (エス・ディー・ ジーズ)	Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発目標」と訳される。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた、2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上の様々な課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組みが進んでいる。
【か行】	
介護給付	障害者総合支援法による自立支援給付の一つ。障がい者が地域で生活を行ったり療養したりするために必要な介護を提供する。(障害者総合支援法第29条)
基幹相談 支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言、成年後見制度利用支援事業等、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の相談を総合的に行う。市町村又は市町村から委託を受けた者が設置できる。
共生社会	障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
訓練等給付	障害者自立支援法による自立支援給付の一つ。給付の対象となるものは、障がい者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、具体的には、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助が該当する(障害者総合支援法第29条)。
合理的配慮	障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
子ども・子育て 支援法	児童福祉法等の子どもに関する法律による施策と相まって、子どもやその養育者の支援を行うことを目的とした法律。待機児童解消に向けて認定こども園の設置を促進することや、地域一体となって子育て支援に取り組むこと等が定められている。平成24年8月に成立。

【さ行】	
児童福祉法	平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障がい児を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、町が支給決定する障がい児通所支援と県が支給決定する障がい児入所支援が創設された。また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」が施行される。
社会福祉協議会	住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉事業法に基づく民間福祉団体であり、調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行う社会福祉法人である。
重層的支援体制整備事業	「地域共生社会の実現」に向けて福祉にかかる①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業—の3つを一体的に実施するもの。市町村において既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した医療・介護・障がい等支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性・世代・相談内容を問わない相談・地域づくり、就労をはじめとした社会参加事業の実施体制を整備する。これらを通じて持続的な伴走支援、多機能協働による支援を目指す。
手話奉仕員	派遣依頼を受けて、聴覚障がい者と障がいを持たない者の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 45 年制定の心身障がい者対策基本法を改正して平成 5 年成立。平成 16 年大幅改正。障がい者に対して障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務付けている。平成 23 年 8 月に障害者基本法が一部改正され、障がい者の定義が見直されるとともに、新たな規定が追加された。
障害者虐待防止法	平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障がいのある方に対する虐待が障がいのある方の尊厳を害するものであり、障がいのある方の自立及び社会参加にとってその虐待を防止することが極めて重要であることから、家庭や施設等での障がいのある方に対する虐待を防ぐことを目的とした法律。

障害者差別解消法	障がいがあることで不当な差別的取扱いをすること、また、障がいの求めに応じた合理的配慮を行わないことを、公的機関や民間事業者に対して禁止した法律。障がい者への合理的配慮の提供は民間事業者に対しては努力義務だが、公的機関に対しては法的義務となっている。平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月に施行された。
----------	--

【さ行】	
障害者自立支援法	障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）により差のあった福祉サービスをまとめて共通の制度にし、障がい者が地域で自立して生活できるよう支援事業を充実するための法律。平成 17 年(2005 年) 成立、平成 18 年 4 月に施行される。
障害者総合支援法	従来の障害者自立支援法が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正施行（一部平成 26 年 4 月施行）され、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等が定められた。 また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加される。
障害者優先調達推進法	障がい者就労施設等で働く障がい者の自立を進めるため、公的機関が率先して障がい者就労施設等から物品やサービスの調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。平成 24 年（2012 年）6 月成立、平成 25 年（2013 年）4 月に施行される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の第 15 条に規定され、身体障がい者として制度的サービスを受けるための証書となるもの。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の対象者は、一定の精神障がいのために、日常生活や社会生活で制約を受けている方。障がいの等級は、その程度によって 1 級から 3 級に区分。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等のために障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成 12 年民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。
西和 7 町障害者等支援協議会	地域において障がい者の生活を支えるため相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや地域の関係機関によるネットワーク構築に関し、中核的な役割を担う機関として西和 7 町（平群町・三郷町・斑鳩町・王寺町・上牧町・河合町・安堵町）で共同設置している協議会。
【た行】	
地域生活支援拠点等	障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等。拠

	点等については、地域の実情に応じて、各地域内でこれらの機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点、または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制によって整備する。
点訳・朗読奉仕員	点訳は点字の書籍や文書を作成すること、音声訳はテープ図書（録音テープ）の作成や対面朗読等をするをいう。
【は行】	
バリアフリー	対象者である障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物および状態を指す。
福祉避難所	既存の建物を活用し、障がい者や介護の必要な高齢者等、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等、バリアフリー化が図られた避難所のこと。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がいをもつ方・もたない方の別なく、すべての方にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計。製品や環境等の物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組の字幕テロップ等、情報面もその対象である。
要約筆記者	聴覚障がいを持つ方に、話の内容を要約して、その場で文字によって伝える通訳者。
【ら行】	
リハビリテーション	心身に障がいのある方の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。リハビリテーションには、医学的、教育的、職業的、社会的分野等があるが、障がい者の全人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。
療育手帳	知的障がいをもつ方々が各種の相談や援助を受けやすくするために1973年に制度化された。障がいの程度は、知能の発達・日常生活動作等を年齢に応じて総合的に判断し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4区分に分けられている。判定は、18歳未満の方はこども家庭相談センター、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所において行われる。

三郷町第6期障害福祉計画
三郷町第2期障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：三郷町

担当課：住民福祉部 住民福祉課

住所：〒636-8535

奈良県生駒郡三郷町勢野西1-1-1

電話：0745-73-2101（代表）

0745-43-7321（直通）

F A X：0745-32-3768

